第4号議案

那珂川都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

平成30 (2018) 年10月26日

栃木県都市計画審議会会長

建第290号

平成30 (2018) 年9月27日

栃木県都市計画審議会会長 様

栃木県知事 福 田 富 一

那珂川都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

このことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

計画書

那珂川都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

名 称	位置	面	積	備	考
産業廃棄物処理施設	那須郡那珂川町大字和見字備中沢 1766-1 の一部、1766-3 の一部、1766-4 の一部、1766-5 の一部、1918 の一部、1918 地先、1919 の一部、1919-2 の一部、1920 の一部、1922 の一部、1922-2 の一部、1922-3 の一部、1925 の一部、1926 の一部、1927-1 の一部、1927-2 の一部、1927-3 の一部、1927-4 の一部、1927-5 の一部、1928-15 の一部、字那谷沢 1768-4 の一部、字ョッキ 1829、1829-2、字ェンガン沢 1915-4 の一部、1837 の一部、1837-2 の一部、1838 の一部、1838-2、1839、1839-2、1840 の一部、1915-3 の一部、1916 の一部、1916-2 の一部、1916-3 の一部、1916-4 の一部、2820、字北ノ内 1917-2 の一部、1917-4 の一部	129, 802.	.51 m²		